

# ウクライナの核廃絶

末 澤 恵 美

## 1. はじめに

ウクライナ最高ラダ（議会）は、旧ソ連の各共和国で自立の気運が高まりつつあった1990年7月16日、「受け入れない、作らない、手に入れない」の非核三原則を盛り込んだ『主権宣言』を採択し、さらに翌1991年10月24日に発表した『非核化に関する最高ラダ声明』において、ウクライナ領内に「暫定的に」置かれたソ連邦の核兵器はいずれ廃絶されることを宣言した。同年7月には米ソ両国大統領がSTART-1に調印したものの、12月に当事国であるソ連邦が崩壊したため、米国と旧ソ連の核兵器が残されたロシア、ベラルーシ、ウクライナ、カザフスタンの中で1992年5月23日にSTART-1付属議定書（いわゆる『リスボン議定書』）が調印され、改めて4カ国はSTART-1の締約国としてその義務を負うことが確認された。ウクライナには大陸間弾道ミサイル（ICBM）176基分の1240発が残され\*<sup>1</sup>、同国はソ連邦の崩壊によって自動的にアメリカ、ロシアに次ぐ世界第3位の核大国となったが、この『リスボン議定書』によってロシアを除く旧ソ連3カ国は「可能な限り早く」非核国としてNPTに加入することが約束された。しかしロシアがウクライナのNPT加入をSTART-1の批准書交換の条件とするのに対し、ウクライナ議会はNPT加入を見合わせたため、START-1の発効は棚上げとなった。ウクライナ議会在NPTに批准したのは1994年11月になってからのことであり、1996年6月にはようやく核兵器へのロシア移送が完了した。その後公式の席でウクライナは「チェルノブイリ原発事故の惨禍を経験したことによる核アレルギー」から核兵器を放棄したことを強調し\*<sup>2</sup>、自発的に核を手放した国として世界的な核廃絶を訴えている。核に対するその様な心理的拒絶反応もまた否定出来ない事実ではあるものの、ウクライナが『主権宣言』の採択から完全な非核化を遂げるまでの6年の過程では核保有を主張する声もあり、むしろ経済危機を背景に核兵器の維持が不可能となり、西側諸国からの核保有論に対する批判から非核化に追い込まれたというのが実状である。本稿では、しばしば見られる「ウ

---

\*<sup>1</sup> フメリニツキーに6つの弾頭をもつSS-19が90基、ペルヴォマイスクにSS-19が40基と10の弾頭をもつSS-24が46基残った(Borys Kozhyn, “Bezpeka Ukrainy ta problemy rozzbroennya,” *Nova polityka* 2 (1996), p.3).

\*<sup>2</sup> 1998年6月14日付『朝日新聞』。

クライナの核武装」や「核大国をめざすウクライナ」といったセンセーショナルな報道に対する疑問から、ウクライナの非核化に到る過程とその背景について追う。

## 2. ソ連邦の解体とウクライナの非核化宣言

ウクライナは1991年12月1日の国民投票を受けて独立した後、『ウクライナ防衛法』(同月6日)や『対外政策の主要方向』(1993年7月)、『軍事ドクトリン』(1993年10月)等において繰り返し非核化の意向を表明した\*3。『対外政策の基本方向』は次の様に述べている。「ウクライナは核兵器の使用を認めず、外交活動において全面的な核軍縮を訴える。ウクライナは歴史的事情から核兵器国となったが、自国の核兵器使用を認めず、核使用の威嚇を外交政策に用いない。ウクライナは将来非核国となる意向であるが、領内の核兵器の削減・廃絶は、核兵器国及び国際社会によるウクライナの安全の保証と一体であると考え。ウクライナは、核兵器及び生物・化学兵器の製造技術の拡散に反対する。軍創設にあたり、核兵器を含む軍縮を進める。ウクライナは、すべての国が生物・化学兵器を廃し、核実験をやめるよう促し、黒海を非核地帯とするよう訴える」(抄)。この様な方針は、チェルノブイリ原発事故による核への恐怖感にもまして、「モスクワとは異なる」平和国家としての姿勢を国際社会に示そうとしたこと、またそれによって西側からの評価と支援が得られるものと期待したことが背景にあった。

独立国家共同体(CIS)の中でも4カ国に残された核の取り扱いをめぐって話し合われた。『CISの創設に関する協定』(1991年12月8日調印)、『アルマアタ宣言』(同月21日)、『核兵器の共同措置に関する協定』(同)、『戦略軍に関する協定』(同30日)では\*4、CISは、核兵器を一元管理し核問題に関する政策を共同で策定すると共に統合司令部の下に戦略軍をおくが、CIS加盟国は相互に非核地帯創設の意向を尊重し、最終的には核兵器の廃絶をめざすこととされた。それまでの間、ロシア、ベラルーシ、ウクライナ、カザフスタンの4カ国は核兵器の先制不使用の義務を負い、政府は戦略攻撃兵器に関する条約を批准のため自国の議会へ上程し、核兵器その他の核関連技術を第三者に引き渡したり、非核兵器国による核兵器や核起爆装置の製造、取得、管理の引き渡しを援助、奨励、刺激してはならないとされた。ベラルーシとウクライナは

---

\*3 『ウクライナ防衛法』は *Vidomosti Verkhovnoi Rady Ukrainy* 9 (1992)。『対外政策の主要方向』は *Vidomosti Verkhovnoi Rady Ukrainy* 37 (1993)。『軍事ドクトリン』は *Holos Ukrainy*, 29 October 1993, No.206.に掲載。

\*4 これらの文書は *Diplomaticheskii vestnik*, 15 January 1992, No.1; *ibid.*, 31 January-15 February 1992, No.2-3 に掲載。

非核兵器国として NPT に加入することとされたが、カザフスタンについてはこの点は触れられていない。ベラルーシ・ウクライナ領内の核兵器が完全に廃棄されるまで、これらの使用に関する決定は、協定加盟国の国家元首との合意により、ロシア連邦大統領が加盟国と共同で策定した手続きに基づいて下すこととなった。核兵器の移送については、「ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナにある戦術核は、共同監視下における解体のため 1992 年 7 月 1 日までに中央の工場構内へ輸送される」とあるものの、具体的にどの国の解体場かは記されておらず、また、第 3 国への核兵器及び関連技術の移転禁止に関する条項で「これはベラルーシ、ウクライナ、カザフスタンが核兵器の廃棄を目的としてロシアへ移動させることを妨げない」(下線筆者) と述べられているものの、ロシアへの移送が明確な表現で義務づけられているわけではなく、この時点では戦術核のみ移送が開始された。

### 3. 非核化の後退

しかしながら独立時の非核化構想は、ロシアとの関係緊張化及び同国におけるナショナリズムの高揚、ウクライナ国内の経済危機によって一時後退することとなる。ソ連邦の崩壊後、ロシア＝ウクライナ間にはクリミアやセヴァストポリの領有権、黒海艦隊及び旧ソ連の対外資産の分割問題、ロシアからのエネルギー価格をめぐる摩擦などが生じ、特に黒海艦隊については、既述の CIS 関連協定で CIS が核問題に関する共同政策を策定し、核兵器の使用に関する決定についても加盟国元首の合意を必要としつつ最終的決定はロシア大統領が下すことになっていたが、CIS 統合戦略軍の創設によって戦略兵器を事実上自国の管理下におき、西部国境地帯における軍事的プレゼンスの維持をはかるロシアと、独自軍を創設し戦略兵器の一部を手中に残そうとするウクライナとの間で所有が争われることとなった。ソ連邦の崩壊・CIS の結成当時軍事的・技術的なものと考えられていた核兵器の取り扱いをめぐる問題が、1992 年になると政治的な問題と化し、ウクライナで核政策の見直しが議論され始めた。1992 年 3 月 12 日にクラフチュク大統領(当時)は、ロシアに移送される兵器が予定通り解体されるかどうかの保証がないことを理由に戦術核兵器の移送を一時停止し、議会内でもロシアへの核集中に反対し、外交政策の長期的目標としては非同盟・非核化をめざしつつも、暫定的には NATO との関係強化と核保有はやむをえないとの声さえ生じた。戦術核の移送はまもなく再開され 5 月には完了したが、ウクライナでは、NATO へ入らないままロシアへ核をすべて手渡して自国の安全を守れるのか、何の代償もなしに戦術核を手放すことで非核化を急ぎすぎたのではないか、あまりに軽率な行為だ

ったのではないかという疑問が生じることとなった\*<sup>5</sup>。

ウクライナは、『アルマアタ宣言』の「CIS加盟国は旧ソ連が締結した諸条約・協定から生じる国際的義務の履行を保証する」との規定を根拠に、START-1の当事国であることを主張していた。ウクライナにとってSTART-1の当事国となることは、ロシアと対等の地位に立ち、事実上ウクライナ領内の核兵器に対する所有権を得ることを意味したからである。ロシアはウクライナの主張を、ロシアをソ連邦の唯一の核兵器継承国とした1992年7月6日のCIS決議に反するものと非難した。1992年11月に在米ウクライナ大使館が発表した核兵器に関する文書は、ウクライナ領内にある旧ソ連軍の資産は戦略核兵器も含めすべて同国のものであり、核兵器の共同管理とロシアにおける解体には合意し経費も分担するが、濃縮ウランとプルトニウムはウクライナが所有権をもち、それらはウクライナに返却されるか、もしくはその代価がウクライナに補償されねばならない、と述べている\*<sup>6</sup>。

他方、米国はロシア、ベラルーシ、ウクライナ、カザフスタンと個別にSTART交渉を行うよりも文書の同時締結を合理的と考え、既述の様に1992年5月23日、リスボンにてSTART-1の附属議定書に調印した。この『リスボン議定書』によって旧ソ連4カ国は「条約との関連における旧ソ連の継承国」としてSTARTの義務を負い同条約を批准すること、ロシア以外の3カ国は「可能な限り早い時期に」非核兵器国としてNPTに加入することを約束した。また、START-1当事国は発効から7年以内に条約で定められた上限まで戦略兵器を削減し、旧ソ連4カ国は条約履行に必要な取り決めに別途締結することとされた。ウクライナ議会は、START-1自体には旧ソ連4カ国間の削減方法や割合に関する規定がないことをもって自国が完全な核廃絶を行う義務はないものと解釈し、SS-24を46基残してSS-19のみ130撤去することを決めた\*<sup>7</sup>。1993年11月にSTART-1及び『リスボン議定書』を批准した時にも、議会は核兵器の36%、核弾頭の42%のみ廃棄する旨留保を付している（後述）。ミサイル発射台の総数についても、ウクライナの発射台を解体する分相対的にロシアは解体する必要がなくなり、ウクライナが削減する程ロシアにとって有利になる、という指摘もなされた\*<sup>8</sup>。1993年2月までにウクライナを除く全当事国がSTART-1を批准したが（1992年5月にカザフスタン、同年10月に米国、11月にロシア、1993年2月にベラルーシが批准）、ウクライナ議会在がSTART-1の批准を数回にわたり延期していた

---

\*<sup>5</sup> Borys Kozhyn, op.cit., p. 3; Eduard Lysytsyn, “Pered vybory: pro deyaki aspekty yadernoi polityky Ukrainy,” *Polityka i chas* 9 (1993), p.1.

\*<sup>6</sup> Petro Matiyashek, “Yaderna Spadshina,” *Polityka i chas* 5 (1995), pp.24-25.

\*<sup>7</sup> Ibid., p.15.

\*<sup>8</sup> Borys Kozhyn, op.cit., p. 2.

ため、ロシアは批准の際に批准書の交換をウクライナの NPT 加入後に先送りする決定を下し、START-1 の発効はそれまで棚上げとなった。しかし米露は START-1 の発効を待たずに、1993 年 1 月に START-2 に調印した。

1993 年 9 月 3 日にクリミアのマッサンドラで行われたエリツィン＝クラフチュク会談でも、核問題をめぐる両国間の溝が浮き彫りになった。ロシア外務省の発表によると、両大統領は、「ウクライナ議会による START-1 の批准日から 24 ヶ月以内にウクライナ政府は自国に配備されている戦略核兵器の全ての弾頭を解体、廃棄のためロシアへ移送する」ことで合意し、この文言を含む『ウクライナに配備されている戦略軍の全核兵器のロシア移送に関する議定書』に署名したが、A.ブテイコ・ウクライナ大統領顧問（当時）がウクライナ領内に核兵器を残すために、後になって一方的に「全ての」という語を削除し、「戦略核兵器」の前に「条約に該当する」という言葉をつけ加えて合意内容を変えてしまったということである。そして、ロシア側の要求にもかかわらずウクライナ側は文書を元に戻さなかったため、ロシアはこの『議定書』を破棄したということである\*<sup>9</sup>。ハーバード大学の R.フォルケンラース教授によると、ロシア側はこの時これら核兵器に加え、ウクライナの対露エネルギー債務を帳消しにする条件で黒海艦隊もロシアに移送されるよう企図していたということである\*<sup>10</sup>。ウクライナ側は合意の内容について否定しているが、この文書に署名したクチマ自身が首相辞任後に、「ウクライナに残された核弾頭は安全性に問題があり、所持し続けることはウクライナ自身にとって脅威となる。...ロシアがこれらの弾頭に対するウクライナの所有権を認めたことは重要であり...弾頭からとれる核物質は我が国にとって 3 年分の核燃料に相当し、かつその価格を国際価格とすることで我々は合意した」点をあげて、マッサンドラ合意はウクライナにとって成功であったと述べていることから\*<sup>11</sup>、ロシアとウクライナの合意自体は存在し、むしろウクライナ国内での意見の不一致がこの様な批判を呼ぶこととなったと思われる。

#### 4. ウクライナの核保有をめぐる論議と条件闘争

では、ウクライナの非核化を貫こうとする立場と、これに疑問を投げかける立場の論拠は何か。

---

\*<sup>9</sup> *Diplomaticheskii vestnik* 19-20 (1993), pp. 72-73.

\*<sup>10</sup> Richard Falkenrath, "The Former Soviet Republics and Nuclear Weapons," Theodore A. Coulombis and Thanos P. Dokos, eds., *Arms Control and Security in the Middle East and the CIS Republics* (Athens, 1995), pp.276-277.

\*<sup>11</sup> *Ibid.*

後者はまず、伝統的な対露不信に加えて独立後関係が悪化したことから、ロシアに対抗する手段として核兵器を保有すべきと主張する。たとえば、Y. コステンコ環境保護相・核軍縮委員会議長（当時）は、「ウクライナはロシアから自衛するための経済力も軍事力ももたないので、核兵器を当面は保持すべきである」と述べ<sup>\*12</sup>、I. デルカッチ最高ラダ START-1 準備委員会委員も、ウクライナが『リスボン議定書』の第5条を受け入れることは、ロシアがウクライナの核を手に入れることを意味すると危険視した<sup>\*13</sup>。1993年夏に『フォーリン・アフェアーズ』誌上で展開されたウクライナの核武装に関する議論において、シカゴ大学の J. F. ミアシャイマー教授は、欧米にとってウクライナの安保を保証することは理論的には可能でも、実際には過大な負担となり現実的ではないとしている<sup>\*14</sup>。こういった指摘は、ウクライナに自衛手段を強化すべきとの意識を更に強めさせることになる。また、相手をロシアに限定せず、一般に自国の安保、領土保全、独立に対する国際社会からの保証を得るための梃子として核兵器を利用すべきとする考えもある<sup>\*15</sup>。より現実的な視点から、石油や天然ガスの70%以上をロシアに依存し慢性的なエネルギー不足を抱えているウクライナにとって、核兵器は貴重なエネルギー源となる核物質を含んでいるため早急に手放すべきではないとする意見もあった<sup>\*16</sup>。START-1 はソ連を当事国として策定されたもので現状にはそぐわず、NPT も差別的な条約であるという認識も根強い。1994年にウクライナが NPT を批准してからも、O. モロズ最高ラダ議長（当時）は、「国際社会からの要求もあってウクライナは NPT に加入したものの、核兵器国は実験を続けており、非核国となったウクライナの安保は本当に保証されるのか疑問である」と懐疑心を表した<sup>\*17</sup>。

これらに対して非核化を擁護する立場からはまず、核保有はロシアの圧力に対抗する手段として正当化できても国際社会における孤立は避けられず、西側諸国からの支援にも影響するという懸念が表明されている。ロシアに対抗するためのものであるとしても、ICBM はアメリカをターゲットとして配備された長距離型のものである。既述の『フォーリン・アフェアーズ』誌での議論においてハーバード大学の S. ミラー教授は、ウクライナ＝ロシア間の問題は主に国境線や特定の地域をめぐる問題であり、

---

\*12 J.F.Dunn, "Ukraine's Continuing Security Dilemmas: A Summary Update," Conflict Studies Research Centre, The Royal Military Academy Sandhurst, February 1994 / f35.txt at marvin.nc3a.nato.int(Gopher).

\*13 Richard Falkenrath, op. cit., p. 326.

\*14 John F. Mearsheimer, "The Case for a Ukrainian Nuclear Deterrent," *Foreign Affairs* 72: 3 (1993), pp. 50-66.

\*15 Richard Falkenrath, op.cit., p.216.

\*16 Volodymyr Tertychnyi, "Tsina bez'yadernogo statusu," *Polityka i chas* 1 (1995), p.7.

\*17 *Zerkalo nedeli* 41 (12 October 1996), p.8.

核抑止は有効ではないと述べている\*<sup>18</sup>。ミラー氏はまた、核戦力としてはウクライナはロシアに劣るので、核では結局のところ自国の安全を保障できないとしている。軍部の中には、経済危機の下、核兵器そのものの維持かかる膨大な費用を、通常兵器や軍人の住居・賃上げ等社会保障にまわすべきとの意見もある\*<sup>19</sup>。さらに、核兵器を解体するにも多額の資金が必要である上に、A. ズレンコ元外相によれば解体作業が可能な弾頭の製造会社はすべてロシアにあるため、弾頭の解体はウクライナ人の立ち会いの下、ロシアで行うしかない\*<sup>20</sup>。現実問題として、旧ソ連の核兵器の運用システム及び維持に必要な技術はモスクワにあるため、保有するにも使用するにもロシアの力が必要なのである\*<sup>21</sup>。ウクライナにある核兵器の危険性については既述の様にクチマも指摘しているが、タラシュク外務次官（当時）によれば、ほとんどの弾頭の安全装置が既に期限切れであり、解体しようにも間もなく手が着けられなくなるため\*<sup>22</sup>、結論としてこれらはロシアに移送するしかないのである。

上記の様な議論を反映して、ウクライナは原則として非核化を目指しながらも、その過程でいくつかの条件が満たされなければならないということ公式の席でほのめかすようになった。ウクライナには、西側がウクライナの経済状態やロシアとの関係等を十分考慮せずウクライナに一方的に非核化を迫っているという不満があった。クラフチュク前大統領は、「米露は更なる核大国の出現を懸念している。世界的なパワー・バランスが変わることになるからだ。彼らは我が国の国益については何ら気にとめていない」と述べ\*<sup>23</sup>、ウクライナ議会に START-1 批准を促す一方で、米国に対しても対ウクライナ外交の見直しを訴えた。このためウクライナは、非核化の条件として (i) 核軍縮はウクライナによる一方的なものであってはならないこと、つまり、ロシアのみならず英仏等他の核兵器国も同時に核削減を行うことや\*<sup>24</sup>、(ii) 『対外政策の基本方向』でもあげられているように、非核化後のウクライナの安全が国際社会によって保証されること、そして (iii) 移送済みの戦術核兵器も含め、解体された弾

---

\*<sup>18</sup> Steven E. Miller, "The Case Against a Ukrainian Nuclear Deterrent," *Foreign Affairs*, 72: 3 (1993), pp. 67-80.

\*<sup>19</sup> Sherman W. Garnet, "Ukraine's Decision to Join to the NPT," *Arms Control Today* 25: 1 (1995), p.8.

\*<sup>20</sup> *The Ukrainian Weekly* 3: LXI (17 January 1993).

\*<sup>21</sup> 岩田修一郎『核軍縮と核軍備管理－日本の非核政策の課題』(財)日本国際問題研究所、1996年、130頁。

\*<sup>22</sup> *The Ukrainian Weekly* 3: LXI (17 January 1993).

\*<sup>23</sup> B. Klymenko, "Ukraine not a Nuclear bogeyman," *The Ukrainian Weekly* 3: LXI (17 January 1993).

\*<sup>24</sup> B.オリニク最高ラダ外務 CIS 委員会議長の発言など。Sergei Galaka, "Nuclear Arms Control in the CIS: A View from Ukraine," Couloumbis and Dokos, eds., *Arms Control...* (Athens, 1995), p. 252.

頭から得られる核物質がウクライナに返却されること、もしくはそれに匹敵する補償がなされること、(iv) 解体に必要な技術・資金援助がウクライナに与えられること、等を求めた。ある数字では、地上・空中発射ミサイルの解体に最低 25 億 8944 万ドル、さらに軍縮に伴い解雇される軍人の社会保障費に 7 億 54 万ドル程度かかるとされている。加えて発射台解体費、環境汚染対策費なども必要となる\*<sup>25</sup>。

1993 年 11 月 18 日、ウクライナ議会は賛成 254、反対 9 の票をもって START-1 と『リスボン議定書』に批准したが、その際に上記の条件を含む 13 もの留保を付した\*<sup>26</sup>。(i) (iv)の点以外に重要な留保としては、ウクライナは(NPT 加入に関する)『リスボン議定書』の第 5 条を義務としないこと、戦略核兵器の行政管理を行うこと、核兵器の 36%、核弾頭の 42%のみ廃棄すること、国外での解体を監視すること、ウクライナに経済的圧力をかけないこと、またウクライナは本条約の作成に直接参加していないので、自国の安全に対する国際的保証や条約履行のための経済的・技術的支援の諸条件、解体された物資の利用その他の点について関係国及び国際組織と交渉するようウクライナ政府と大統領に勧告すること等があげられる。既述の様に、ロシアはウクライナによる NPT 加入を START-1 批准書交換の条件としていたため、ウクライナが『リスボン議定書』の第 5 条を留保したことによって START-1 発効のめどがたたなくなつた。米ソの軍縮のための START-1 は、ロシア＝ウクライナ間の政治問題と化した。

一方ロシア側にも、A.アルバートフ下院議員(元ソ連科学アカデミー世界経済・国際関係研究所部長)の様に、ウクライナの崩壊はロシアにとっても惨事となると警告し、核兵器に関するロシアや西側諸国のウクライナへの圧力を非難する声もあった。また逆に、K.ザトゥーリン下院 CIS 関係委員会議長は、「ウクライナと戦略的パートナーシップを結ぶことになれば、ウクライナの非核化は結果的にロシアにとって『損失』となる」ことを理由にウクライナの非核化に反対した\*<sup>27</sup>。しかし START-1 に対するこの様なウクライナの対応や戦術核移送の見合わせは、ロシアのみならず西側諸国からの批判をも招く結果となった。

---

\*<sup>25</sup> 数字は Tertychnyi, op.cit., p.10.

\*<sup>26</sup> *Polityka i chas* 12 (1993), pp. 76-77.

\*<sup>27</sup> Sergei Galaka, "Nuclear Arms Control in the CIS: A View from Ukraine," Couloumbis and Dokos, eds., *Arms Control...*, pp.244, 253.



## 5. ウクライナ、アメリカ、ロシア大統領による 『3カ国声明』とその後

この様な状況を打開するきっかけとなったのが、1994年1月14日のクリントン、エリツィン、クラフチュク大統領の間で合意された3カ国声明である\*<sup>28</sup>。この声明の中で、クリントン大統領は「ナン・ルガー計画」(Nunn-Lugar Plan)に基づき、ウクライナ、ロシア、カザフスタン、ベラルーシに解体と核物質保管のための技術支援及び約8億ドルの財政援助を行うことを約束した。この内、最低1億7500万ドルがウクライナに向けられることとされ、さらに3月4日のクラフチュク訪米の折に発表されたウクライナとアメリカの「友好とパートナーシップの発展に関する共同声明」において、アメリカはウクライナへの支援を3億5000万ドルに増額することとなった。『3カ国声明』でクラフチュク大統領は、非核国としてのNPT早期加入に努める意思を表明し、アメリカとロシアはウクライナのNPT加入とSTART-1の発効とともに同国の安全を保証する旨確認した。具体的には、ウクライナの独立、主権、国境を尊重すること、力の行使・威嚇・経済的圧力を外交手段として用いないこと、ウクライナが核兵器を伴う侵略または侵略の脅威を受けた場合、国連安保理に緊急行動を起こすよう要請することなどである。また『3カ国声明』の付属書では、ウクライナはSTART-1の規定通り7年以内に戦略攻撃兵器を含むすべての核兵器を廃棄するが、ウクライナがロシアに核弾頭を移送する10ヶ月の間、つまり1994年11月14日までに(SS-19とSS-24から最低200発。SS-22はウクライナで解体)、ロシアはウクライナに100トンの原発燃料用低濃縮ウランを提供し、アメリカはロシアに戦略核の輸送・解体及び核燃料製造の資金として6000万ドルを提供することとなった。

ロシアは当初、ウクライナが自国に有利になるように米露関係を利用したり、ウクライナとの問題にアメリカが介入するのを避けようとしていたが、ウクライナとの関係改善の障害が山積みとなる中、核の問題では第三者の介入に頼らざるを得ないことを感じ、ウクライナもまた、対露債務が増大し単独ではロシアの圧力を制御できないことを理解していた\*<sup>29</sup>。しかし『3カ国声明』は何よりもアメリカ自身の対ウクライナ政策の変化によって実現したものである。3カ国声明に先立つ会談でクリントン大統領はウクライナの地政学的位置の重要性と潜在的経済力に触れているが、冷戦下の核抑止と異なり冷戦後の課題は社会的・経済的混乱下にある旧ソ連地域の核管理と不拡散である。特にウクライナの様な大国が核をもったまま混乱に陥ることの危険性ははかり知れない。ロシアで共産党の巻き返しやジリノフスキーのような民族主義者へ

---

\*<sup>28</sup> *Polityka i chas* 2 (1994), pp.86-88.

\*<sup>29</sup> Garnet, op.cit.

の支持が増大する中で、ロシアの帝国主義を非難し CIS の軍事統合にも反対の姿勢を貫いているウクライナが、政治的・経済的に安定していることはアメリカにとっても望ましい。1993 年春頃からアメリカは、非核化の圧力をかけるだけでなく支援を絡めた広い視点での対ウクライナ政策に転換し、2 国間の防衛・政治対話も急増した。10 月 25 日には、『戦略核兵器の廃絶及び大量破壊兵器の拡散防止における対ウクライナ支援枠組み協定』が調印され、アメリカの対ウクライナ支援額はイスラエル、エジプトに次いで 3 番目となった。ウクライナ最高ラダが START-1 の批准に 13 の留保を付した時、NATO ではウクライナが関心を示していた「平和のためのパートナーシップ」(PfP) へのウクライナの受け入れに反対する声が生じたが、『3 カ国声明』直前の会談でクリントン大統領は、クラフチュクに PfP への参加を呼びかけ、翌 2 月にはウクライナは同協定に調印している。「声明」よりも法的拘束力をもつ文書にするというウクライナの主張は通らなかったが、ウクライナ側は声明に先立ち 50 トンのウランを条件として要求していたので結果は双方の妥協の産物と言える。また、3 月の『友好と協力の発展に関するウクライナ＝アメリカ共同声明』でクリントン大統領は<sup>\*30</sup>、経済協力の枠組み拡大やウクライナの GATT 加盟への支持、G7 への対ウクライナ支援の働きかけ等を約束した。同年 8 月のゴア副大統領のキエフ訪問後、アメリカとウクライナの間で通常戦力の分野における「強力な軍事関係の構築」が発表され、その一環としてウクライナは 9 月の演習を皮切りに PfP の演習に参加することとなった。「ナロードヌィ・ルーフ」の V. チョルノヴィル党首は、3 カ国合意を「国家に対するクラフチュクの裏切り行為」と非難したが、結果としてこの出来事はウクライナにとって経済改革への支援と西側との関係正常化をもたらした。

『3 カ国声明』を受けて、1994 年 2 月 3 日、ウクライナ最高ラダは『リスボン議定書』第 5 条に関する留保の撤廃と START-1 批准書の交換を認める決議を採択し、11 月 16 日には『NPT 加入に関する法』に批准した。ただしここでも、NPT の内容はソ連邦崩壊後の特殊な事情を反映していないとして、『NPT 加入法』の発効は核兵器国によるウクライナの安保保証に関する国際法文書が署名されてからとする留保を付している<sup>\*31</sup>。この主張に応じて、12 月 5 日の CSCE ブダペスト・サミットにおいて、ロシア、アメリカ、イギリス、フランス、中国がウクライナの安全を保証する『覚書』に調印し、これによってウクライナの『NPT 加入に関する法』が発効、さらに同法の発効を受けてロシアが START-1 の批准書交換に応じ、START-1 はようやく発効に至った。

1996 年 6 月 1 日、ウクライナからロシアへの戦略核兵器の移送が完了し、クチマ

---

<sup>\*30</sup> *Polityka i chas* 4 (1994), pp.71-73.

<sup>\*31</sup> *Polityka i chas* 12 (1994), p.91.

大統領は自発的な非核化が評価されてアメリカの「フリーダム・ハウス」から「フリーダム賞」を受賞した\*<sup>32</sup>。クチマ大統領は自国が核を放棄したことから、NATOの東方拡大を容認しながらも、ハンガリー、ポーランド、チェコ等新規加盟国への核兵器配備には強く反対し、中・東欧に非核地帯を設けることを呼びかけた。国際社会からの圧力を受けて核を手放したウクライナの隣国に核保有が認められるのは不合理であり、加えて、これらの国とロシアに挟まれるウクライナは再び不安定な状況におかれることになるからである。しかし、1996年12月の北大西洋理事会外相会議で新規加盟国への核配備を否定する『最終コミュニケ』が採択され、ウクライナは1997年7月調印されたNATOとの『特別のパートナーシップに関する憲章』の中でこの決定を歓迎した。この『憲章』によってウクライナとNATO加盟国間の核問題に関する対話も強化されることになった。

## 6. おわりに

ウクライナが核をもつにいたったのは、核大国となる野心ではなく歴史的結果によるものであり、その後の紆余曲折も純粋にロシアとの関係とウクライナ国内の経済問題を原因とするものである。ウクライナ外務省のI. ティモフエーフ政治分析企画課一等書記（当時）は自己の論文の中で、「ウクライナによる核兵器の運用管理主張」や「アメリカ、ロシアに次ぐ核大国への意向」といった誤った報道を批判し、ウクライナにとって核兵器は「軍事力」というより「財産」であるとした\*<sup>33</sup>。核兵器の製造、実験、使用のための技術も経済力ももたなかった独立後のウクライナを、果たして「核大国」と呼べたのであろうか。

従って懸念されるのは政府の核政策よりも、政治的・経済的・社会的混乱状況の中での核製造技術の流出である。そのため、アメリカだけでなくドイツやオランダ、カナダ、ノルウェー、日本もミサイル発射台解体のためのプラントや技術・要員育成、環境復興など、非核化に伴う広範な支援を行っている。1995年度の日本、ノルウェー、ドイツによる対ウクライナ支援は、それぞれ1600万ドル、50万ドル、95万ドルであった\*<sup>34</sup>。日本はウクライナと1994年3月に『核兵器廃棄協力協定』を締結しており、

---

\*<sup>32</sup> 歴代の受賞者はW. チャーチル首相、D. アイゼンハワー大統領、G. トルーマン大統領、W. ブラント首相、A. サハロフ博士、V. ハベル大統領、S. コヴァリョフ氏など。

\*<sup>33</sup> Igor Timofeyev, “International Policy, International Security and Nuclear Weapons in Ukraine,” Coulombis and Dokos, eds., *Arms Control...*, pp.193-201.

\*<sup>34</sup> 詳しくは Volodymyr Tertychnyi, “Ternystymy shlyakhamy yadernogo rozzbroennya,” *Polityka i chas* 1 (1996), pp.30-34.

これに基づいて核物質管理制度の確立や、解体作業員用の医療機器供与、専門家による調査・交流等が行われている\*<sup>35</sup>。同年4月には旧ソ連4カ国への核廃絶支援として約1億ドルの供与を発表しており（その配分は、ロシア70%、ウクライナ15%、カザフスタン10%、ベラルーシ5%）、解体から生ずる核物質や液体放射性廃棄物の貯蔵・処理施設の建設、環境汚染対策などにあてられている。

これまで述べてきた様な経緯を考えれば、1999年3月24日にウクライナ最高ラダが241の賛成票をもって政府に非核政策の放棄を促す決定を採択したとしても\*<sup>36</sup>、この決定はNATOによるユーゴ空爆への反発をアピールするものに過ぎず、ウクライナが再び核大国に戻るといふのは非現実的である。クチマ大統領もこの様な議会の決定を非難し核政策の見直しを強く否定した。しかしながら、いかなる事情によるものであれ一旦非核化したウクライナの議会が、核をもっていけば武力による内政干渉を受けないという発想からこうした行動に出たことは、NATOの二重基準が核不拡散体制に少なからず与えたネガティブな影響として無視できないものである。

---

\*<sup>35</sup> 「日本の対NIS支援（ファクトシート）」、日本外務省/支援委員会事務局、1996年4月。

\*<sup>36</sup> *Holos Ukrainy* 54 (25 March 1999).